

平成25年4月26日  
住宅局建築指導課

認知症高齢者グループホームに係るフォローアップ調査の状況について

平成25年2月8日に長崎市の認知症高齢者グループホームで発生した火災を受け、都道府県を通じて全国の特定行政庁に「認知症高齢者グループホームにおける違反是正の徹底等について」を发出※し、防火・避難関係規定に係るフォローアップ調査を依頼しておりましたが、今般、その結果をとりまとめましたので公表いたします。

※平成25年2月12日に公表済み

1. 調査対象

認知症高齢者グループホーム：老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設

2. 調査事項

建築基準法令（防火・避難関係規定）への適合状況

3. 調査結果概要（平成25年3月22日までに都道府県からの報告があったものによる）

建築基準法令（防火・避難関係規定）への適合状況（詳細は別紙1参照）

	件数		割合	
認知症高齢者グループホーム（老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設）の件数（A）	11,745	件		
	(9,969)	件		
点検済みのものの件数（B）	11,697	件	B/A=	99.6%
	(9,873)	件		(99.0%)
建築基準法令（防火・避難関係規定）に関する違反を把握したものの件数（C）	1,778	件	C/B=	15.2%
	(1,551)	件		(15.7%)
是正指導を行ったものの件数（D）	1,778	件	D/C=	100.0%
	(1,536)	件		(99.0%)
是正指導中の件数 <sup>(注1)</sup> （E）	731	件	E/C=	41.1%
	(669)	件		(43.1%)
一部是正済みのものの件数 <sup>(注2)</sup> （E'）	101	件	E'/C=	5.7%
	(75)	件		(4.8%)
是正済みのものの件数 <sup>(注3)</sup> （F）	1,047	件	F/C=	58.9%
	(882)	件		(56.9%)

上段：今回（平成25年3月22日報告時点）の調査結果 下段：前回（平成24年9月30日時点）の調査結果

※認知症高齢者グループホームの件数については、用途の廃止又は新たな把握が確認されたため増減しています。

（注1）：「是正指導中の件数」のうち、是正計画の提出があったものの件数は138件です。

（注2）：「一部是正済みのもの」は、当該物件の防火・避難関係規定に係る違反項目のうち一部の項目について是正された物件です。

（注3）：「是正済みのもの」は、当該物件の防火・避難関係規定に係る違反項目のすべてが是正された物件です。

4. その他

建築基準法に違反する事項が認められた物件については、迅速な違反是正に取り組むよう特定行政庁に要請します。（詳細は別紙2参照）

（問い合わせ先）

国土交通省 住宅局 建築指導課 企画専門官 小野田 吉純（内線39564）  
係長 岩瀬 基彦（内線39525）  
TEL：03-5253-8111（代表）03-5253-8933（夜間直通）  
FAX：03-5253-1630

		認知症高齢者グループホームの件数	点検済みのものの件数	建築基準法令に関する違反を把握したものの件数(A)	是正指導を行ったものの件数	一部是正済みのものの件数	是正済みのものの件数(B)	是正率 B/A
1	北海道	880	857	46	46	2	35	76.1%
2	青森県	309	309	78	78	6	66	84.6%
3	岩手県	162	160	4	4	0	2	50.0%
4	宮城県	227	227	24	24	2	12	50.0%
5	秋田県	182	182	4	4	2	1	25.0%
6	山形県	115	115	5	5	0	5	100.0%
7	福島県	191	191	9	9	0	6	66.7%
8	茨城県	280	280	79	79	7	53	67.1%
9	栃木県	143	143	12	12	1	7	58.3%
10	群馬県	246	246	39	39	0	29	74.4%
11	埼玉県	363	363	78	78	2	36	46.2%
12	千葉県	397	381	73	73	10	33	45.2%
13	東京都	471	471	111	111	9	13	11.7%
14	神奈川県	641	641	153	153	4	97	63.4%
15	新潟県	212	212	14	14	0	12	85.7%
16	富山県	118	118	1	1	0	1	100.0%
17	石川県	162	162	15	15	0	9	60.0%
18	福井県	66	66	6	6	0	4	66.7%
19	山梨県	63	63	13	13	2	9	69.2%
20	長野県	218	218	22	22	1	18	81.8%
21	岐阜県	258	258	65	65	4	31	47.7%
22	静岡県	326	326	30	30	2	22	73.3%
23	愛知県	454	454	35	35	7	15	42.9%
24	三重県	175	175	22	22	1	16	72.7%
25	滋賀県	111	111	11	11	0	6	54.5%
26	京都府	156	156	14	14	0	5	35.7%
27	大阪府	565	565	140	140	15	71	50.7%
28	兵庫県	318	318	44	44	2	30	68.2%
29	奈良県	112	112	35	35	0	12	34.3%
30	和歌山県	107	106	6	6	0	3	50.0%
31	鳥取県	74	74	8	8	0	8	100.0%
32	島根県	124	124	29	29	0	19	65.5%
33	岡山県	321	321	28	28	0	24	85.7%
34	広島県	320	320	52	52	5	26	50.0%
35	山口県	175	175	37	37	1	29	78.4%
36	徳島県	135	135	10	10	0	10	100.0%
37	香川県	100	100	14	14	1	11	78.6%
38	愛媛県	273	270	20	20	2	9	45.0%
39	高知県	140	140	29	29	2	22	75.9%
40	福岡県	596	595	189	189	6	132	69.8%
41	佐賀県	172	172	26	26	3	12	46.2%
42	長崎県	330	330	48	48	0	11	22.9%
43	熊本県	214	214	27	27	0	24	88.9%
44	大分県	127	127	10	10	1	4	40.0%
45	宮崎県	169	169	21	21	0	21	100.0%
46	鹿児島県	364	364	34	34	1	24	70.6%
47	沖縄県	83	81	8	8	0	2	25.0%
	合計	11,745	11,697	1,778	1,778	101	1,047	58.9%

国 住 安 第 60 号  
平成 25 年 4 月 26 日

都道府県建築行政担当部長 殿

国土交通省住宅局建築安全調査室長

認知症高齢者グループホームに係るフォローアップ調査の状況等について

平成 25 年 2 月 8 日に長崎市の認知症高齢者グループホームで発生した火災を受け、「認知症高齢者グループホームにおける違反是正の徹底等について」（平成 25 年 2 月 12 日付け国住指第 4310 号（以下「通知」という。)) により、3 月 22 日までに報告をお願いしました防火・避難関係規定に係る点検及び是正状況の調査結果をとりまとめましたので送付いたします（別紙（略）参照）。

調査結果によれば、これまでの取組により一定数の是正が進んでいるものの、全体としては違反の事実が判明した施設の約 4 割については是正が完了しておりません。また、今回新たに開設が把握された施設や過去の点検において違反なしとされていた施設においても防火・避難規定に係る違反が確認されております。

既に通知においてお願いしておりますが、引き続き未是正物件に対して、消防部局及び福祉部局と連携し点検及び是正指導を行うとともに、①所有者等に対して建築物の具体的な改善に係る計画の提出を求め、その実行を促すこと、②正当な理由なく是正が行われない事例については建築基準法第 9 条による違反是正命令を行うこと、などの取組により、迅速な違反是正の更なる徹底を図られるようお願いいたします。

また、これまでの調査において、施設に点検に入ったものの、防火・避難関係規定に係る違反の有無が確認できずに一部規定の違反の有無が「不明」扱いになっているものについては、これを放置することなく改めて立入調査をするなどし、その結果、違反であることが確認されれば是正指導を行う等の取組みをお願いいたします。

なお、今回のフォローアップ調査は、本年 9 月末時点の状況について行う予定です。調査の詳細については後日追ってご連絡します。

貴管内の特定行政庁に対し、この旨を周知するようお願いいたします。